

## HICARE 講演会運営等業務委託契約書

放射線被曝者医療国際協力推進協議会を甲とし、を乙として、甲と乙は、次の  
とおりに委託契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、HICARE 講演会運営等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、別紙「HICARE 講演会運営等業務委託仕様書」のとおりとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約日から令和6年12月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託料)

第5条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として金\_\_\_\_\_円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で委託料を乙に支払うものとする。

(再委託などの禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(報告書の提出)

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、その完了した日から起算して10日以内に委託業務完了報告書（別記様式第1号）を甲に提出する。

2 甲は、前項の規定により、報告書の提出を受けたときは、速やかに委託事業の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに委託料請求書（別記様式第2号）を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。甲が支払期日までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
  - (2) 乙が、第3条に定める委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
  - (4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- 2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第5条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合において、既に委託料の支払を受けているときは、甲の指示する期日までに、甲が当該解除に係る部分に相当する委託料として定める額（以下「返還金額」という。）を甲に返還するとともに、支払を受けた日から返還した日までの日数に応じ、返還金額につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として甲に支払うものとする。

4 第1項の規定により、この契約を解除した場合において、これにより乙が損害を受けても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第10条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により第3条に定める委託期間内に委託業務を完了しない場合は、遅延日数に応じ、甲が委託業務の未履行分に相当する委託料として定める額につき年14.5パーセント（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

（天災などによる履行不能）

第11条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を甲に申し出るものとする。

（秘密の保持）

第12条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（実地調査など）

第14条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（損害の負担）

第15条 乙が、委託業務を実施するに際して、自己の責めにより甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が、その損害を負担する。

（著作権）

第16条 乙が委託業務の実施により取得した著作権は、甲に帰属する。

（資料の貸与など）

第17条 乙は、委託業務の実施について必要に応じ甲と協議を行い、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、甲の所有する資料等を委託業務に必要な範囲内で乙に貸与することができる。乙は貸与された資料等を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第18条 乙は、委託業務にかかる経理を明らかにした関係書類を整備し、令和12年3月31日まで保存するものとする。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定める事項に疑義の生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和6年9月 日

甲 広島市中区基町10-52 広島県被爆者支援課内  
放射線被曝者医療国際協力推進協議会  
会 長 神 谷 研 二

乙